

### 第30号議案

東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月5日

提出者 東京都台東区長 服 部 征 夫

(提案理由)

この案は、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の改正に伴い、建築計画の届出及び協議等に関し、規定の整備を図るため提出します。

東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例の一部  
を改正する条例

東京都台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例（平成17年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「第18条第2項（）」を「第18条第2項又は第4項（これらの規定を）」に改める。

第16条第2項を削る。

付則第2項第3号中「第18条第2項（）」を「第18条第2項又は第4項（これらの規定を）」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。